昭和 28 年 12 月 14 日 条例第 34 号

- 第1条 葛飾区立学校の保健管理の万全を期するため、葛飾区教育委員会(以下「教育委員会」という。)附属機関として葛飾区学校保健委員会(以下「委員会」という。)をおく。
- 第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校の保健衛生に関する事項につき審議して答申する。
- 第3条 委員会は、次に掲げる者につき教育委員会が任命又は委嘱する委員 20 人以内を以て組織する。
 - (1) 区議会議員 4人以内
 - (2) 学識経験者 3人以内
 - (3) 区立学校職員 6人以内
 - (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 3人以内
 - (5) 区立学校児童生徒の保護者 2人以内
 - (6) 保健所職員 2人以内 (昭 41 条例 30·一部改正)
- 第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 但し再任をさまたげない。
- 第5条 委員会に会長及び副会長1名をおく。
- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委 員が会長の職務を代理する。
- 第6条 委員会は、教育委員会が招集する。
- 第7条 専門の事項を調査するため必要があるときは、委員会に専門委員をお くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 第8条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員をおくことができる。
- 2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終ったときは、退任するものとする。 (昭 41 条例 30・追加)

- 第9条 会長が必要と認めるときは、委員会に部会を設けることができる。 (昭41条例30・旧第8条繰下)
- 第10条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。 (昭 41 条例 30・旧第 9 条繰下)
- 第11条 委員会に、幹事及び書記をおき、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。
- 2 幹事は、会長の命を受け会務を掌理し、書記は、庶務に従事する。 (昭 41 条例 30・旧第 10 条繰下)
- 第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。 (昭41条例30・旧第11条繰下) 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。 付 則(昭和41年8月13日条例第30号)
- この条例は、公布の日から施行する。